

**オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーに係る認証について**  
**補足資料：独自機能の追加について**

# 独自機能の追加について

- 顔認証付きカードリーダーに対し、機器ベンダにて独自機能を搭載する場合の方針について以下の通りです。

## ● 独自機能の実装について

- 実装する機能について書類審査を必要とします。技術説明書に「機能概要」「提供価格（内数か外数か、外数の場合は金額）」「独自機能実装方法」「画面遷移」などの詳細を記載してください。
- 顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件で提示している画面遷移の途中に処理が割り込まないようにしてください。

## ● 独自機能の価格について

- 顔認証付きカードリーダーの価格の内数に含めるか、外数（+αの費用として医療機関・薬局が別途支払う）とするかは問いません。
- 顔認証付きカードリーダーの価格の外数とする場合、以下の点に留意してください。
  - ✓ 独自機能の使用を必須とせず、資格情報の確認が可能であること
  - ✓ 独自機能を使用しない、顔認証付きカードリーダーを製品出荷すること
  - ✓ 独自機能のアクティベートは、顔認証付きカードリーダーで使用するソフトウェアの入れ替えが発生しない方法を採用すること
  - ✓ 独自機能に係る保守費用は、別費用とすること
  - ✓ +α費用の精算、及び独自機能の保守契約等は、医療機関・薬局と機器ベンダで直接行うこと